

衆議院 財務金融委員会

平成 25 年 11 月 13 日(水曜日)

午前 13 時 00 分開議

金融機関における反社会的勢力との取引問題について

○林田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。午前に引き続き、金融に関する件、特に金融機関における反社会的勢力との取引問題について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。本件調査のため、本日、政府参考人として警察庁刑事局組織犯罪対策部長室城信之君、金融庁検査局長森信親君、監督局長細溝清史君、経済産業省大臣官房商務流通保安審議官寺澤達也君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○林田委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。安藤裕君。

○安藤委員 自民党の安藤裕でございます。本日は、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。午前中に引き続き、金融機関の反社会勢力に対する取引についての質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、今回のみずほ銀行の事案についてですけれども、以前にこの財務金融委員会でも、たしか同僚の鬼木委員が同じような質問をさせていただいたと思っておりますが、午前中の銀行さんの認識を確認する意味で、金融当局の方では今回の事件の最大の問題点はどこにあると認識しておられるかをお聞かせいただきたいと思います。

○麻生国務大臣 まず、みずほ銀行を含めてさまざまな金融機関が信販会社と提携ローンを行っている、そのこと自体が問題なのではありません。その上で、提携ローンにおいても反社会的な勢力との取引というものはできるだけ未然に防止、そして仮に事後的に発覚したという場合には、その解消に向けて速やかな対応を行うということが重要な点と考えております。

これに対して、みずほ銀行におきましては、検査などの段階を通じて、提携ローンということに関して多数の反社会的勢力との取引というものを把握しているにもかかわらず、取引の解消もしくは防止のための抜本的な対策というものを行っておらず、そして長期間放置をしていたことなどで、経営管理体制などに重大な問題点があるということが認められたということであろうと存じます。

これが本件における問題の本質であります。

また、この過程において、みずほ銀行からは事実と異なる報告が行われたことが判明したということも、これは極めて遺憾なことだと考えております。

いずれにしても、みずほ銀行におきましては、今後、ヒアリングを今行っておりますが、立入検査等々、提出された業務改善計画並びに本件についてのみずほ銀行の対応というものをきちんと金融庁としては検査し、その結果を踏まえ、しっかりとした対処をしてまいりたい、そのように考えております。

○安藤委員　ありがとうございます。今お答えいただいた点は午前中にみずほ銀行の佐藤頭取からお答えいただいたことと重なっておりますので、問題点の認識は共有をしておられるというふうに思います。

それを踏まえた上で確認なんですけれども、今回の事案に対する監督官庁としての反省点をお伺いしたいと思います。

まずは、最初の融資が実行されてから相当の期間がたっておられると思いますし、この間も検査には何度か入っておられると思うんですけれども、以前の検査の段階で見抜けなかったのはどこに理由があるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○森政府参考人　検査についてのお尋ねでございますけれども、検査では、銀行に関する各種情報を分析し、重要なリスクにできるだけ焦点を当てた効率的な検証を行うこととしております。

ただ、みずほ銀行のようなメガバンクの業務は、海外業務を含めまして極めて多岐にわたっております。そこで、限られた人員と時間のもとで行う検査においては、そうした銀行の業務全般を網羅的に検証することには困難な面がございます。

法令等遵守体制につきましても検証の一分野としておりますけれども、以前の検査においては、みずほ銀行の提携ローンについて焦点を当てた検証を行ったものではございませんでした。

今後につきましては、今回の事案も踏まえまして、より効率的、効果的な検査を目指すとともに、銀行の業務に係る問題点を早期に発見できるような検査体制を確立してまいりたいと考えております。

○安藤委員　ありがとうございます。それと、今回、事実と異なる報告がされたということも一つの大きな問題点であるということですが、検査の側でも、今回の検査において、報告が担当役員どまりであるという報告をそのまま受け入れて、取締役会の資料の確認すらしていなかったというのは、やはり検査が不十分ではないかというふうに思うんですけれども、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○森政府参考人　前回のみずほ銀行の検査の経緯について説明いたします。

検査において、オリコとの提携ローンに反社会的勢力との取引が多数存在することが確認されましたことから、当該取引のみずほ銀行内における報告体制について、検査において説明を聴取いたしました。

銀行からは、この取引につきまして、コンプライアンス担当役員まで報告しているものの、コンプライアンス委員会や取締役会には報告していない旨の回答を得ました。

この回答を受けまして、検査におきましては、提携ローンの反社取引につきまして、コンプライアンス担当役員まで報告されていたことを過去にさかのぼって確認したほか、24年度のコンプライアンス委員会議事録それから資料を検証いたしまして、該当する記載がないことを確認いたしました。

このように、前回検査におきましても、銀行側の説明の裏づけを一定の範囲で検証はいたしましたが、結果として検査時点で受けた説明とは異なる事実が判明したという次第でございます。

○安藤委員　今の部分がちょっとよくわからないんですね。

私自身も、かつて上場企業の経理部にいたときに、銀行の検査ではないですけども、国税局の税務調査というものを受けたことがあります。そのときには、会社の取締役会の資料は必ず全部提出をしておりましたし、そういったものを確認しないと、会社の姿勢だとか、特に今回の場合はコンプライアンス委員会でも資料の配付がされております。

銀行は、コンプライアンスということは最重点に置かなきゃいけない企業体だと思いますし、その資料を確認しなかったというのはやはり国民の目から見て少し納得がいかないのではないかと思いますけれども、その部分についてももう少し詳しく説明をしていただけますでしょうか。

○森政府参考人　先ほども申しましたように、24年度のコンプライアンス委員会の資料については、オリコの提携取引についての記載がないことを確認しております。

他方で、オリコの反社取引の件数につきましては、これは定期的に担当役員まで報告されておりますので、直近のコンプライアンス委員会の関係資料に記載がないので、それ以前の同委員会にも報告されていないという判断をして、それ以前の資料の確認は行わなかったものだと思っております。

○安藤委員　ありがとうございます。今後はしっかりと確認をしていただいて、こういったことがないようにお願いをしたいと思います。

次の質問に移りますけれども、こういった反社会勢力との取引を防ぐには、やはり会社だけではなくて、政府側の協力というものもかなり必要だと思います。

反社会勢力との取引を事前に防ぐ手段として、何か金融機関に対して監督官庁の方から指導なり助言なりというものをしているのか、そういったことをまずお教えいただきたいと思っております。

○細溝政府参考人　お答え申し上げます。犯罪対策閣僚会議幹事会というものがございまして、そこで「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」という申し合わせが行われました。それを受けまして、金融庁も監督指針を改定いたしまして、反社会勢力との取引を事前に防止するための適切な事前審査の実施、あるいは必要に応じて契約書及び取引約款に暴力団排除条項を導入すること、また、適切な事前審査

等のため、各金融機関で反社会勢力に関する情報を積極的に収集分析し、当該情報を一元的に管理したデータベースを構築し、それを有効に活用することといった内容を重要な着眼点として監督するというを示しております。

○安藤委員 ありがとうございます。午前中の質疑の中で、銀行の方でも独自のデータベースをつくって事前のこういった取引を排除するような努力をしているということですが、警察当局との情報の共有といいますか、データベースの共有について、今、どのように行われておられるのかということをお教えいただきたいと思っております。

○室城政府参考人 警察におきましては、従来から、暴力団排除のため必要な場合には、取引の事前事後を問わず、銀行等の個別の照会に応じて暴力団情報を提供してきているところでありますが、これに加えまして、現在、銀行等からの暴力団情報の照会にオンラインで対応するシステムの構築につきまして、金融庁及び全国銀行協会との間で検討を進めているところでございます。

今後は、この検討を加速させるとともに、引き続き暴力団情報の銀行等への適切な提供を行うなど、金融取引からの暴力団排除の取り組みを支援してまいりたいというふうに考えております。

○安藤委員 ありがとうございます。午前中の質疑の中で、証券業界とはもう既に警察のデータベースの接続が終わっているということがありましたけれども、銀行の方はまだそれがつながっていないということのようですが、それがつながっていない何か阻害要因とか理由があるのか、それを教えていただきたいと思っております。

○室城政府参考人 暴力団情報の照会をオンラインで対応するシステムの構築につきましては、さまざまな業界の中でも証券業界から初めて警察庁に対し打診があったものであります。関係者の間で情報管理のあり方等の諸課題を検討しました結果、日本証券業協会の役職員には金融商品取引法に基づく守秘義務が課せられているなど、システム構築に当たっての諸課題がクリアできると判断をされたことから、システムの構築を決定したところであります。

全国銀行協会との間における同様のシステムの構築につきましても、日本証券業協会に続いて、関係者の間で検討を始めたところでありますが、これまでの検討の結果、銀行等においてシステムの運用に従事する役職員の守秘義務を確保するための方策、システムのセキュリティー確保のあり方、照会の対象とする取引の範囲といった課題があるということが関係者の間で共有をされているところでありまして、今後、これらの課題の解決に向けた検討を加速していくこととしているところでございます。

○安藤委員 ありがとうございます。ぜひ、一日も早くこういったデータの供用ができるように努力をしていただきたいと思っております。それから、事前に排除ができればいいんですけども、これが実際に排除ができなくて、事後に反社会取引であるということ

が判明する場合、あるいは、相手が、最初は違ったけれども、取締役の交代とか株主構成の変化によって反社会勢力になってしまうということもあると思うんですが、事後に取引を解消するに当たって、会社だけじゃなくて、政府側でも何か支援の体制があるかと思うんですけども、その支援の体制について少し教えていただきたいと思います。

○福岡大臣政務官 委員、今おっしゃられましたとおり、反社会的勢力との取引につきましては、警察であったり、暴力追放運動推進センター、また弁護士の方々などとの連携によりまして、事前審査の段階で極力排除するとともに、取引が判明した際には、可能な限り速やかな解消を図ることが必要だというふうに考えております。

そのため、取引解消を図る上で、預金保険機構による特定回収困難債権の買い取り制度を積極的に活用することも有効な手段の一つであると考えております。

○安藤委員 ありがとうございます。本当にこれは金融機関だけに任せるのではなくて、政府の側もやはり一丸となって反社会勢力との取引を解消するということを実現していただきたいと思いますし、その努力をぜひとも続けていただきたいと思います。

質問を終わります。ありがとうございました。